

令和元年 1 2 月 2 0 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔(公財)神戸市スポーツ協会・(株)加藤商会・アシックスジャパン(株)共同企画〕

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	河	南	た	だ

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

(公財)神戸市スポーツ協会・(株)加藤商会・アシックスジャパン(株)共同企画（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理（市立王子スポーツセンター・市立ポートアイランドスポーツセンター）に係る出納及びその他の事務で、主として平成 30 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

令和元年 9 月 13 日～令和元年 12 月 20 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 市立王子スポーツセンター・市立ポートアイランドスポーツセンター

市立王子スポーツセンター（以下「王子スポーツセンター」という。）は、国際的、全国的、全市的なスポーツ大会開催会場として、また、灘区及び近隣区の市民が日常的に気軽に健康づくりやスポーツ活動ができる施設として設置されている。

また、市立ポートアイランドスポーツセンター（以下「ポートアイランドスポーツセンター」という。）は、全国級の水泳及びスケート競技の大会を開催し、競技者の技術力向上に資するとともに、一般利用と各種教室を通じて水泳やアイススケートの普及振興を推進することを目的として設置されている。

（王子スポーツセンター）

所在地 神戸市灘区青谷町1丁目1番1号

建 物 （体育館）鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建て 延床面積 7,193 m²
（スタジアム（陸上競技場））鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階建て
敷地面積 26,000 m²

施設概要 体育館、スタジアム（陸上競技場）、テニスコート、プール等

竣工年月 （体育館）昭和53年10月 （スタジアム（陸上競技場））昭和31年10月

（ポートアイランドスポーツセンター）

所在地 神戸市中央区港島中町6丁目12番地の1

建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建て 延床面積 11,770 m²

施設概要 競泳プール（冬季はスケートリンク）、飛び込みプール（冬季はサブスケートリンク）、
温水プール（通年）等

竣工年月 昭和56年1月

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者

（公財）神戸市スポーツ協会・（株）加藤商会・アシックスジャパン（株）共同企画

代表者 （公財）神戸市スポーツ協会

（その他の構成員）（株）加藤商会、アシックスジャパン（株）

② 選定理由

指定管理者選定のための公募を実施したところ、王子スポーツセンター及びポートアイランドスポーツセンターともに当該1団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において応募

者からの提案書類に基づき総合的に評価された。

その結果、王子スポーツセンターについては、当該団体の提案が、施設の運営に関する項目について、経験やノウハウを踏まえた提案がされており、適切で安定的なサービスを提供できると評価できること、また、サービス内容に関する項目について、施設の特徴を活かした新たな事業に取り組むなど、市民の更なるスポーツ振興につながるものと評価できること等により、総合的にみて安定的な管理運営が可能と判断され、指定管理者として選定されている。

また、ポートアイランドスポーツセンターについては、当該団体の提案が、施設の運営に関する項目について、経験やノウハウを踏まえた提案がされており、専門性を活かし、適切で安定的なサービスを提供できると評価できること、また、サービス内容に関する項目について、割引料金の設定や広報活動による利用者の拡大、多様な教室の開催など、市民のスポーツ振興・競技力向上につながる内容になっていると評価できること等により、総合的にみて安定的な管理運営が可能と判断され、指定管理者として選定されている。

(3) 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、王子スポーツセンターは維持管理業務、運営業務、スポーツ教室等の開催、地域スポーツクラブの育成・支援等であり、ポートアイランドスポーツセンターは維持管理業務、運営業務、スポーツ教室等の開催、施設利用者拡大のための広報・誘致活動等である。

主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 者 数				
王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	404,785人	418,474人	△ 13,689人	△ 3.3
ポ ー ト ア イ ラ ン ド ス ポ ー ツ セ ン タ ー	277,252人	310,466人	△ 33,214人	△ 10.7

※利用者数には観覧者を含む。

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は第 2 表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 等 の 比 較

(単位 金額：千円 比率：％)

	平成 30 年 度	平成 29 年 度	対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	金 額		
王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ ー				
指 定 管 理 料	156,948	160,534	△ 3,586	△ 2.2
ポ ー ト ア イ ラ ン ド ス ポ ー ツ セ ン タ ー				
指 定 管 理 料	159,495	151,431	8,063	5.3
利 用 料 収 入	94,246	101,455	△ 7,209	△ 7.1

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成 30 年度の総合評価は 5 段階評価 (AAA, AA, A, B, C) のうち、王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンターともに AA (運営内容が目標や計画、過去実績等をやや上回っている) となっている。その所見は、王子スポーツセンターでは「利用者数も利用率も十分高いが、利用者アンケートの数が少ない点は改善を求める。」、ポートアイランドスポーツセンターでは「利用者アンケートをもっと増やしていく必要がある。」、「50mプールの利用満足度が低いため、改善策を考えてほしい。」となっている。

5 監 査 の 結 果

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 使用料の収納及び入金を適正に行うべきもの

王子スポーツセンターの指定管理協定書によると、施設及び附属設備使用料は、本市に帰属し、指定管理者において徴収を行うものとするとしている。また、指定管理者は使用料を収納した時は、その経理を明らかにするとともに、収納金は専用口座に日々（金融機関の休業日のときは翌営業日）入金しなければならないとされている。

この「収納金は専用口座に日々入金しなければならない」とされているところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような改善を要する事例があった。

適正な収納入金処理を行うべきである。

ア スタジアムの券売機で収納した使用料について、券売機からの集金と専用口座への入金を月に1, 2回しか行っていなかった事例。

イ プールの運営については、共同事業体協定に基づき㈱加藤商会が行っているが、収納した使用料について、7月初旬から約2カ月のプール営業期間中は㈱加藤商会が自ら契約している夜間金庫に日々入金し、営業期間終了後、共同事業体の代表団体である（公財）神戸市スポーツ協会が営業期間分の使用料を一括して㈱加藤商会に請求し、専用口座に入金していた事例。

② 指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの

指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ、使用料金収納口座は代表団体である（公財）神戸市スポーツ協会名義で施設ごとに作成、指定管理料収納口座は（公財）神戸市スポーツ協会名義で北須磨文化センター以外の施設で1口座作成していた。

本市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備されていないが、庁内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。また、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では、共同事業体協定書のひな型の中で、「当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお、この様式集の目次には、「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて、適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。

以上のことから、共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは、マニュアル上義務付けられていないが、共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合、その名義の会社が破産したときに、口座内の金員の帰属にリスクが生じる。

共同事業体固有の財産と峻別するため、本市所管局は、共同事業体の名称を冠した口座を施設ごとに設けるよう、指定管理協定や仕様書で示し、遵守させるべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。